

## 宮城県公報

行 宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 告 示

ページ

○県営土地改良事業変更計画の縦覧	一	(農村振興課)
○保安林の指定施業要件の変更	一	(森林整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二	(同)
○道路の区域変更	二	(道路課)
○建築士免許の取消し	二	(建築宅地課)
○宮城県農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(三件)	四	(教育庁高校教育課)
○宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	五	(同)
○宮城県加美農業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	五	(同)
○宮城県小牛田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	五	(同)
○宮城県南郷高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託	五	(同)
○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)	六	(同)
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	六	(大河原地方振興事務所)
○開発行為に関する工事の完了	七	(建築宅地課)

## 取用委員会

## 告 示

○長塩谷立神地区海岸事件裁決手続開始決定

七

○宮城県告示第六百十七号

県営磯地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和元年七月十六日から令和元年八月十四日まで

三 縦覧場所

山元町役場

○宮城県告示第六百十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

牡鹿郡女川町(次の図に示す部分に限る。)

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百十九号  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年七月十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
魚つき
- 3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法  
(1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

- 2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
本吉郡南三陸町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
名所又は旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第六百二十号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和元年七月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 若柳築館線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	
栗原市若柳字川南川原前一九番一地从先から 同市若柳字川南川原前一〇番一地从先まで	前	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	後	二二・七 二三・七	七九・四 七九・四
	後	二二・二 二六・八	七九・四

○宮城県告示第六百二十一号  
建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和元年七月十六日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏 名	登録番号	免許取消しの理由
	一級建築士、二級建築士の別		

令和元年七月九日	中村 宗平	二級建築士	第九千九百十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	治 佐々木 亀	二級建築士	第二千四百七十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	小松 正二	二級建築士	第二千六百八十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	高橋 武志	二級建築士	第六百九十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	小形 米藏	二級建築士	第四千四百七十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	遠藤 芳政	二級建築士	第五千六百一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	鈴木 清吉	二級建築士	第三百七十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	季 小野松 榮	二級建築士	第一千八百八十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	高橋 恒夫	二級建築士	第八百一十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	高橋 喜悦	二級建築士	第九千九百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	首藤 光哉	二級建築士	第四千七百三十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	佐藤 俊二	二級建築士	第八百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	木村 藤雄	二級建築士	第三千百十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	横田 賢	二級建築士	第六千六百六十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	佐藤 三男	二級建築士	第二千七百七十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	志賀 昭治	二級建築士	第三千三百二十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	長田 顯	二級建築士	第六千七百八十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	唐澤 輝	二級建築士	第四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	千葉 良壽	二級建築士	第四百九十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	芹澤 廣仲	二級建築士	第五百九十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和元年七月九日	三浦 巖	二級建築士	第九千七百四十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	中野 繁雄	二級建築士	第八百六十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	山川 武	二級建築士	第九千五百五十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	小林 知幸	二級建築士	第三千三百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	小窪 正一	二級建築士	第四百七十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	日下 達男	二級建築士	第二千九百三十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	松崎 幸夫	二級建築士	第六千六十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	吉田 源吉	二級建築士	第三千十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	郎 遠藤 林太	二級建築士	第八千七十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	千葉 茂夫	二級建築士	第一千六百十九号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	遠藤 正夫	二級建築士	第四千三百一十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	岩淵 盛	二級建築士	第二千六百六十一号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	佐々木 義	二級建築士	第一千二百三十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	渡邊 源一	二級建築士	第四百三十八号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	佐藤 文也	二級建築士	第二千六百七十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	杉村 忠吉	二級建築士	第二千六百七十七号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	小澤 悟	二級建築士	第六千三百三十三号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	千葉 仙吉	二級建築士	第六千二百四十四号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	阿部 將	二級建築士	第四千七百四十六号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため
令和元年七月九日	鹿野 常雄	二級建築士	第二千五百四十二号	建築士法第九条第一項 第三号に該当するため

令和元年七月九日	齋藤 正治	二級建築士	第六百六十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	佐藤 質郎	二級建築士	第二千八百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	若生 武雄	二級建築士	第五千八百七十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	清野 誠一	二級建築士	第四千八百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	村上 正	二級建築士	第二千六百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	後藤 正一	二級建築士	第五千九百九十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	菅原 善夫	二級建築士	第六千八百十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	高橋 是雄	二級建築士	第八千九百四十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	大内 吉雄	二級建築士	第二千五百一十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	高山 光二	二級建築士	第五千五百三十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	星 久	二級建築士	第三千六百八十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	小室 義一	二級建築士	第四百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	穀田 家壽	二級建築士	第三千四百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	小野寺 久	二級建築士	第四千四百三十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	三浦 馨揮	二級建築士	第四千六百八十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	山田 文男	二級建築士	第八千八百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	天野 喜久	二級建築士	第四千四百九十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	海野 安	二級建築士	第四千五百十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	千葉 光男	二級建築士	第九千九百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	柄目 陽人	二級建築士	第一万五千八百二十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

令和元年七月九日	小関 千吉	二級建築士	第三千五百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	阿部 徳	二級建築士	第九千九百八十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	高橋 要吉	二級建築士	第五千八百八十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	今 壽夫	二級建築士	第八百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	千葉 次男	二級建築士	第四千三百七十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	小野寺 昭	二級建築士	第三千九百七十二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	田畑 長一	二級建築士	第三千三百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	佐藤 勝雄	二級建築士	第二千五百七十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	高橋 清志	二級建築士	第五千三百九十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
令和元年七月九日	千葉 亨	二級建築士	第四千五百八十八号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため

○宮城県告示第六百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十八日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月十五日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社  
名取市増田一丁目十二番三十六号 名取岩沼農業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県農業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十八日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
亘理郡亘理町荒浜字松原三十八番地 渡光畜産 代表 渡邊 通

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十八日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農

業高等学校の農産物の仙台市中央卸売市場食肉市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号 仙台中央食肉卸売市場株式会社  
加美郡色麻町四竈字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県加美農業高等学校の農産物の株式会社宮城県食肉流通公社及びみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年四月一日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
加美郡色麻町四竈字柵木町十四番地の一 加美よつば農業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十九日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部  
遠田郡美里町字素山町一番地 みどりの農業協同組合

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百二十九号  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県南郷高等学校の農産物の花野果市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十八日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

遠田郡美里町練生字六号十二番地 有限会社花野果市場

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十九日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号 全国農業協同組合連合会宮城県本部

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百三十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物の産直なただ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成三十一年三月二十九日次のとおり委託した。

令和元年七月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地一 協同組合産直なただ愛菜館

二 委託期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百三十二号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蔵王町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和元年七月十六日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 千葉 隆 政

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年六月二十七日	樋口俊彦	刈田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地一	理事
令和元年六月二十七日	村上八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事
令和元年六月二十七日	樋口喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ケ内下九番地一	理事
令和元年六月二十七日	佐藤長成	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷三番地	理事
令和元年六月二十七日	佐藤保男	刈田郡蔵王町大字塩沢字大山七十一番地	理事
令和元年六月二十七日	佐藤敏郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十六番地	理事
令和元年六月二十七日	大沼俊男	刈田郡蔵王町大字小村崎字三ノ輪屋敷二十一番地	理事
令和元年六月二十七日	山家光男	刈田郡蔵王町大字円田字清上二十一番地	理事
令和元年六月二十七日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	監事
令和元年六月二十七日	小島一利	刈田郡蔵王町大字円田字鳥山二十二番地一	監事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年六月二十一日	樋口俊彦	刈田郡蔵王町大字平沢字大橋二十四番地一	理事
令和元年六月二十一日	村上八三郎	刈田郡蔵王町大字平沢字湯口六十七番地一	理事

令和元年六月二十一日	樋口喜久雄	刈田郡蔵王町大字平沢字宮ケ内下九番地一	理事
令和元年六月二十一日	佐藤敏郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字後原二十六番地	理事
令和元年六月二十一日	村上明男	刈田郡蔵王町大字小村崎字原東四十二番地	理事
令和元年六月二十一日	村上秀三	刈田郡蔵王町大字平沢字台屋敷四十六番地	理事
令和元年六月二十一日	村上敏幸	刈田郡蔵王町大字小村崎字狐塚二十四番地一	理事
令和元年六月二十一日	佐藤光男	刈田郡蔵王町大字小村崎字戸ノ内中九十一番地一	理事
令和元年六月二十一日	鈴木敬	刈田郡蔵王町大字小村崎字銀治屋敷三十九番地	理事
令和元年六月二十一日	高沢忠義	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷二十一番地	理事
令和元年六月二十一日	村上一郎	刈田郡蔵王町大字小村崎字青木屋敷二十六番地	理事
令和元年六月二十一日	佐藤長成	刈田郡蔵王町大字円田字屋敷三番地	理事

## 公 告

〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和元年七月十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡大衡村大衡字五反田四番七十四の一部  
四番七十五
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
黒川郡大衡村大衡字五反田四番地七十四  
手島 史絵

## 収 用 委 員 会

〇宮城県収用委員会告示第16号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年7月16日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 1 起業者の名称  
宮城県
- 2 事業の種類  
長塩谷立神地区海岸改修工事（宮城県石巻市北上町十三浜字長塩谷地先海浜地から同市北上町十三浜字立神地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
土地の所在 宮城県石巻市北上町十三浜字立神

地番	地目		地積 (㎡)		収用又は使用しようとする土地の面積 (㎡)	
	公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
256番1	山林	雑種地	2,225	2,225.82	1,770.48	63.45

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
持分300分の1 高橋 洋治  
神奈川県川崎市多摩区喜馬場二丁目29番2号シヤルム201  
持分300分の1 伊藤 亜子  
千葉県柏市大井927番地1
- 5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和元年7月5日